

高校生に法律を知ってもらいたい！

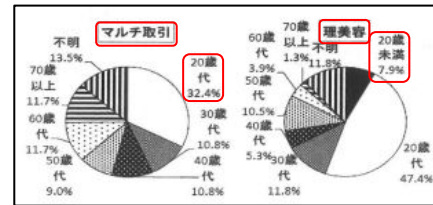
福井県立武生高等学校

背景

- 私達が大学生になると一人で消費活動をしなくてはならなくなり
消費者問題に直面する可能性が高くなる
- 法律を知ることによって消費者問題を**解決**することができる

だから

法律を知ってもらいたい



※マルチ取引：商品やサービスを複数回、又は自分が買いたいものを購入することによりマージンが得られる仕組みで、次々に販売
価格に加入させず低価格で仕入れさせていく手法。ネットワークビジネスという。
出典：滋賀県消費生活センターHP <https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/>

問い：高校生が消費者問題とそれに関わる法律を知る方法としてワークショップは有効か？

仮説：ワークショップは有効である

ワークショップを選んだ理由

- 当事者意識や達成感が得られる
- 知識を深く理解できる
- 様々な意見や価値観に触れることができる
- 効果が継続する・時間がかからない
- 参加者に予備知識がいらない
- 様々な事例を紹介できる→被害を**未然に防**ぐことができる

方法

①越前市消費者センターを訪問(相談件数や若者に多い事例、解決方法を聞く)

②ワークショップを実施(前後でアンケートと**同様のクイズ**を実施することでワークショップの効果を調べる)

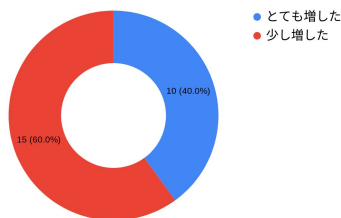
③それを元に分析・考察を行う

ワークショップの流れ

①アンケートと**クイズ**を実施②事例の紹介③個人で考える④グループで意見交換・発表⑤解説⑥今後の行動を考える⑦アンケートと**クイズ**を実施

結果

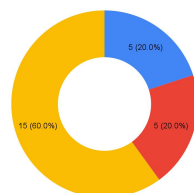
〈アンケート〉



回答: 25人

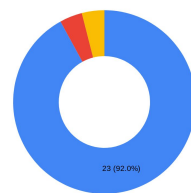
全ての人が法律への興味が増した

実施前



- 商品、サービスの内容や取引条件についての不当表示を禁止している法律である。
- 景品に関して表示しなければならない事項を決めている法律である。
- 商品、サービスについて表示しなければならない事項を決めている法律である。

実施後



正答率が**20%から92%**に増加した

考察・結論

- ワークショップが法律への興味・関心を高める
- ワークショップが法律への理解度を高める



ワークショッップは **有効である**

今後の展望

- ワークショップをもっと実施・他の方法と比較・校長先生に消費者問題の危険性と、法律を知ることの重要性をプレゼン

参考文献

比屋根哲・塩見祥吾 (2014)「ワークショップ形式の環境教育が生徒に及ぼす効果—福島県内の普通科高校での調査事例—」『環境教育』 24巻 1号 pp.1-91-98 https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsoc/24/1/24_1_91/pdf-char/ja

李何昕・大本久美子 (2021-2)「日中の若者の消費者被害の現状とその要因」『生活文化研究』 pppp.58-29-38 https://opac-ir.lib.osaka-kyoiku.ac.jp/webopac/seibuk_58_029-038_?key=DZYODD

東京都生活文化スポーツ局消費生活部 東京都消費生活総合センター 東京都計量検定所
(2023) 東京くらし WEB https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/jigyosha/quiz/index_keihin.html

2023年9月27日